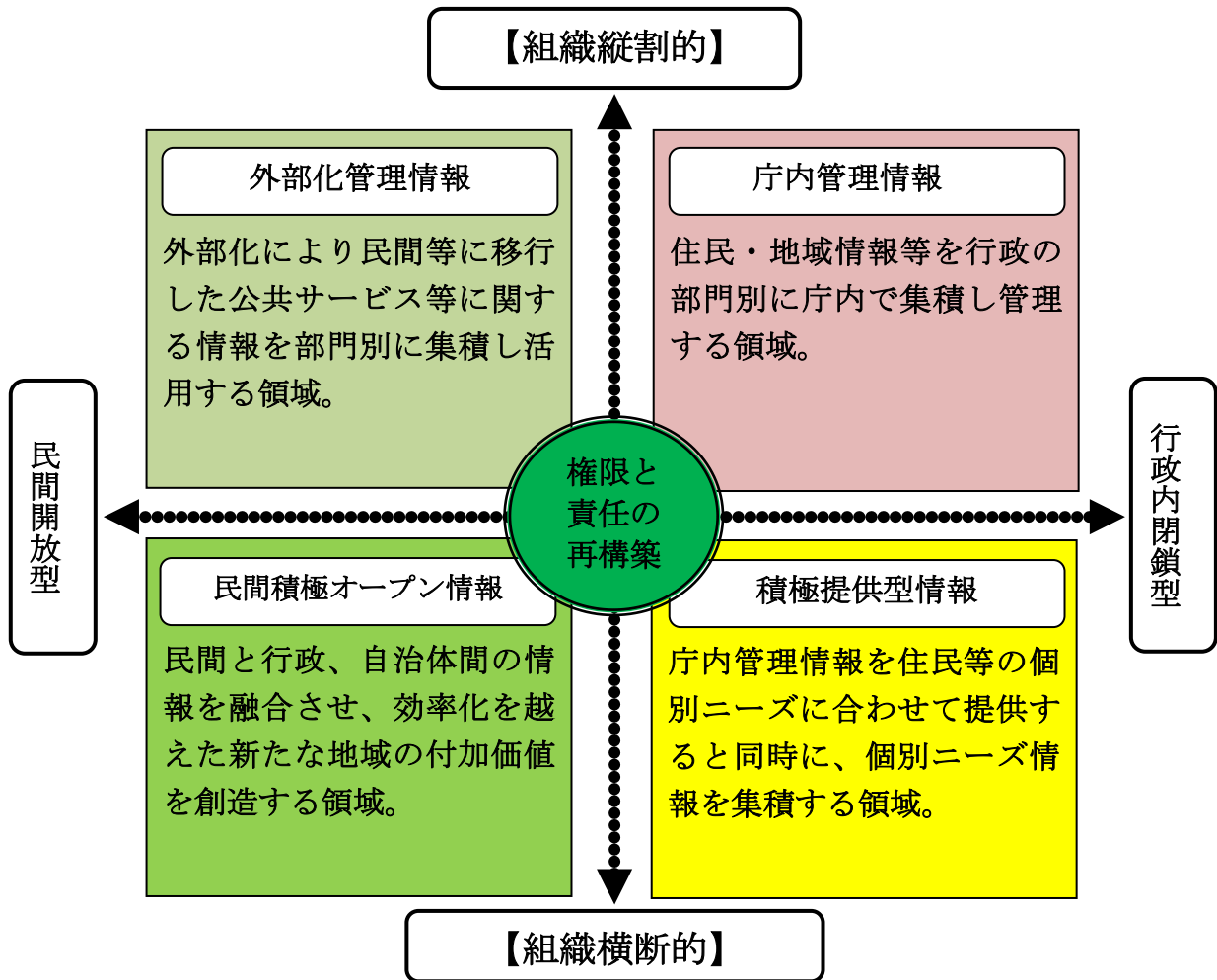


個人情報保護と外部委託への監督



地方自治体でマイナンバー導入の準備が進む中で、地方自治体の外部委託に伴う個人情報保護への対応がクローズアップされている。地方自治体の業務の外部化は、財政面からのコスト削減と公共サービスの質的改善に対する民間ノウハウの展開等を目的に、1990年代以降、法制面でも積極的に推進されてきた。外部委託の対象となる業務は、あくまでも公共サービスであり地方自治体の独自利用も含め個人情報保護の重要な対象領域となる。個人情報保護の対象となるコア情報は特定個人識別情報であり、とくに、①特定個人のコンテンツ情報（属性情報）、すなわち、信条、医療情報、個人情報、購買履歴、家族・身分関係、経歴関係等は機密性の高い情報として保護する必要がある。しかし、こうした機密性の高いいわゆる「センシティブ情報」は、時代や社会環境によってもその内容も変化し、コンテンツ面から静的・一義的に確定することはできず、常に動的に把握し評価する必要がある。そのためには、センシティブ情報とは何か、時代の変化等に伴う動的把握と評価等とその充実を図る外部委託先も含めた機能確保・拡充に継続的に努めることが必要となる。外部委託先との具体的な委託先監督内容（個人番号関係事務処理）としては、①秘密保持義務、②事務所内からの特定個人情報の持ち出し禁止、③再委託条件、④漏えい等に関する委託先責任、⑤特定個人情報の目的外使用の禁止、⑥委託契約終了時の特定個人情報返却等義務、⑦従業員に対する監督・教育、⑧遵守事項報告義務、⑨特定個人情報取扱者の条件、⑩実地調査権等を確実にすると同時に、特定個人情報ファイルの事前評価・確認・説明責任の徹底が必要となる。加えて、保護の実効性を担保するためのモニタリング機能の組み込みの充実がさらに重要となる。